

(名称)

第1条 この会は、日本健康太極拳協会宮城県支部（以下支部という）という。

(目的)

第2条 支部の目的は、次のとおりとする。

- (1) 八段錦・太極拳の普及・向上を期して同心協力すること。
- (2) 八段錦・太極拳を通じ、健康の増進と自己の練磨に努めるとともに、会員・教室相互の緊密な結びつきと親睦を図ること。

(事業)

第3条 支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論と実技の講習会（会員・教室を対象とする交流会・研修会・講演会等を含む）
- (2) 支部会報「太極みやぎ」の発行
- (3) 会員に対する慶弔
- (4) 教室担当者連絡会の開催
- (5) 支部ホームページの管理
- (6) その他必要と認めた事業

(会員)

第4条 八段錦・太極拳を愛好する者で、第2条の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した者を支部会とする。

(役員)

第5条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(顧問)

第6条 支部に支部長の諮問機関として顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会で推薦された者とし、支部長が委嘱する。

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、総会において選任し、支部長・副支部長は、理事の互選とする。

2. 理事及び監事は、相互にかねることはできない。

(役員職務)

第8条 支部長は、支部を統括し、支部を代表する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、予め支部長が認めた順序で、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、支部の必要な事項を決定し、執行する。
4. 監事は、業務及び経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者（又は現任の）残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、理事会とする。

2. 総会は毎年1回以上開き、理事会は随時開き、支部の重要事項を協議する。

(構成)

第11条 総会は、支部会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 規約の変更 | (2) 事業計画及び収支予算 |
| (3) 事業報告及び収支決算 | (4) 役員を選任 |
| (5) 会費の額 | (6) その他重要な事項 |

2. 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 支部会員の提案
- (4) 第3条の事業を遂行するために必要な事項
- (5) その他 総会の決議を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第13条 会議は、支部長が招集する。

2. 会議を招集する場合は、構成員に対して会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面を少なくとも開催前に通知しなければならない。ただし、支部長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第14条 総会の議長は、その総会において出席支部会員の中から選任する。

2. 理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数)

第15条 会議は、総会においては支部会員、理事会においては理事の1/2以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第16条 総会の議事は、出席支部会員の過半数をもって決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。

3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第17条 止むを得ない理由のため、会議に出席できない支部会員及び理事は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印する。

(総会の決定事項)

第19条 総会の決定事項は、支部会員に連絡する。

(会計年度)

第20条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務所)

第21条 支部の事務所は、支部長宅におく。

付 則

この規約は、2002年（平成14年）12月1日から施行する。

2016年6月19日改定。この改定は2016年6月19日から実施する。

宮城県支部会費規約

（会費）

第1条 会員の会費は、年額1,000円とする。

（臨時会費）

第2条 臨時に資金が必要とするときは、臨時会費を集めることができる。

（会費の納入）

第3条 会費の納入は年1回とし、毎年度4月末日までに納入する。ただし、年の途中で入会する会員は、9月までは1,000円、10月以降は500円とする。

付 則

この規約は、2002年（平成14年）12月1日から施行する。

【 関連規程類】

日本健康太極拳協会 宮城県支部
慶 弔 規 定

(目 的)

第1条 この規定は、宮城県支部会員（以下、支部会員という。）の慶事または弔事に際して、宮城県支部が支部会員の慶弔該当者に対し、お祝いの記念品贈呈、弔意の電報等を届けることを目的とする。

(長寿者へお祝いの記念品贈呈)

第2条 入会后、1年以上経過した支部会員が次の満年齢に達した場合は、宮城県支部は、支部会員が所属する教室担当者の申し出により、その支部会員に対し長寿のお祝いとして記念品を贈呈する。ただし、(i)および(ii)は、それぞれ1回限りとする。

(i) 80歳の支部会員 ; 記念品

(ii) 90歳の支部会員 : 記念品

なお、記念品の贈呈は、支部総会等において行う。

2. 記念品の選定、その他の取扱いについては、理事会がこれを定める。

(支部会員への弔電または供物料の献納)

第3条 支部会員が死亡した場合は、次の手続により、弔電または供物料の献納を行う。

1) 死亡した支部会員が所属する教室担当者は、宮城県支部（総務担当理事）に対して、次の事項を連絡する。

① 死亡した支部会員の氏名 ② 死亡日時（通夜・告別式の日時・場所）

③ 喪主の氏名 ④ 弔電の配達先・時間帯 ⑤ その他の必要な事項。

2) 宮城県支部（支部長名）により弔電の配達を依頼する。ただし、急を要するときは、その教室担当者が弔電の依頼を代行し、その後、宮城県支部（総務担当理事）に連絡する。

3) 前号の弔電が時機を失したときは、宮城県支部（支部長名）より供物料・生花代（返戻不要）を喪主または親族代表者に献納する。

(規定の変更、改廃)

第4条 この規定を内容の変更、改廃（改正または廃止）する場合は、各理事より理事会に提案し、理事会が審議のうえ、これを決定する。

(規定の適用)

第5条 この規定は、総会が決定した日より適用し、実施する。

付 則

この規定は、2016年6月19日から施行する。

